

うめむら 重要事項説明書

(指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所)

1 うめむらの概要

(1) 所在地やサービス提供地域

事業所名	うめむら
所在地	青森県弘前市石渡1丁目1の6
電話番号	0172(32)3593
ファックス番号	0172(33)1147
事業所番号	指定事業所番号 0250280104
サービスの提供できる地域	弘前市

※上記以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 職員体制

職 名	資 格	専 従	兼 務	兼務の状況	業務内容
管理者	主任介護支援専門員 社会福祉士	1名			業務の管理 相談、計画作成等
	主任介護支援専門員		1名	梅村介護医療院 相談員	相談、計画等 入所受付
事務員			1名	梅村介護医療院	給付管理

(3) 営業日と営業時間

平日（月～金）	午前8時30分～午後5時30分
土・日・祝祭日 8/13、12/31～1/3	休業日

2 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

利用者又はその家族に対して、介護保険法等関係法令及びこの説明に従い、居宅サービス計画の作成を支援し、各種の居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業所との連絡調整その他の便宜を図りながら適切な居宅介護支援を提供する事を目的とします。

(2) 運営の方針

- ①心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療・福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮してサービス計画立案の支援を行ないます。
- ②利用者様の意思及び人格を尊重し、常に利用者様の立場に立って、提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当にかたよることのないよう、公平中立に行ないます。利用者様はケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることが可能です。

3 サービスの内容

①	要介護・要支援認定に関する手続	⑤	給付管理
②	サービスの計画と作成	⑥	居宅サービス事業者との連絡調整
③	サービス実施状況把握、評価	⑦	主治の医師等又は薬剤師への情報提供
④	心身状態の把握	⑧	相談業務

4 利用料金

居宅介護支援にかかる自己負担はありません。ただし、介護保険料の滞納等により法定代理受領サービスができない場合は、厚生労働大臣が定める金額をお支払いいただきます。サービス利用料金は以下の金額となります。

(1) 介護予防支援費

要支援 1・2
4,720 円

(2) 居宅介護支援費 I

	要介護 1.2	要介護 3～5
担当件数 45 件未満	10,860 円	14,110 円

※以下の場合には加算料金を頂きます。

加算	算定条件	加算料金
初回加算	適切かつ質の高いケアマネジメントを実施するため、特に手間を要する初回時に算定（新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護区分の2段階以上の変更認定を受けた場合）	3,000 円
入院時情報連携加算 I	入院したその日のうちに当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合	2,500 円
入院時情報連携加算 II	入院した日の翌日又は翌々日に当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合	2,000 円

5 サービスの利用方法とサービスの終了

(1) サービスの利用開始方法

梅村医院までお越しいただくか、電話にてお申し込みいただければご自宅にお伺いいたします。

(2) サービスの終了

①利用者様のご都合でサービスを終了する場合は、サービスの終了を希望する日の1週間前までにご連絡ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合（人員不足等）は、終了1ヶ月前までに文書にて通知いたします。

③自動終了の場合

以下の場合は双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・サービス利用がなく3ヶ月以上が経過された場合
- ・介護保険施設に入所した場合
- ・非該当（自立）と認定された場合
- ・亡くなられた場合

④その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様ご家族様などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、即座にサービスを終了できます。
- ・サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、または利用者様やご家族様などが当事業所や当事業所従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知する事により即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情相談

担当者 前田 正恵

電話 0172-32-3593

ファックス 0172-33-1147

受付日 月曜日～金曜日（但し国民の祝祭日及び8/13、12/31～1/3を除きます）

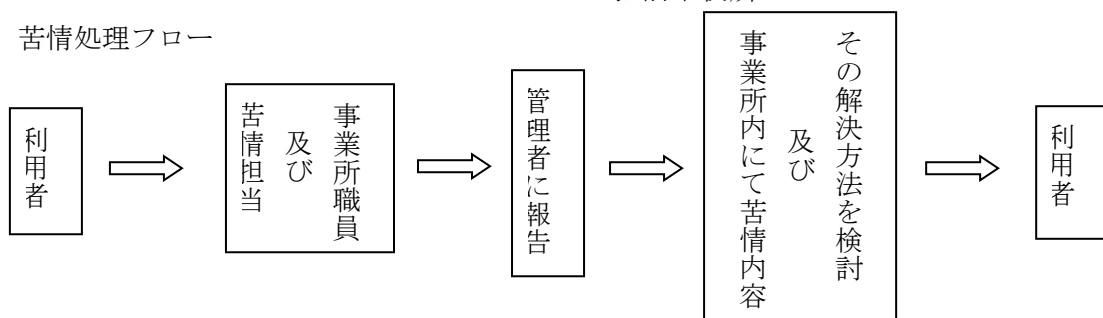
受付時間 午前8時30分～午後5時30分（但し土曜日は12時30分まで）

(2) 当事業所以外にもお住まいの市町村や青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口に苦情を伝える事ができます。

青森県国民健康保険団体連合会 017-723-1336

弘前市役所 0172-35-1111

苦情処理フロー



7 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお住まいの市町村、ご家族等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所のサービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償をいたします。

8 秘密の保持と個人情報の取り扱いについて

(1) 秘密の保持について

当事業所の従業者及び従業者であった者は、正当な理由がなく業務上知り得た利用者様
そのご家族様の秘密を漏らしません。

(2) 個人情報の利用目的について

①事業所では、利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当学会議等で必要がある場合に限り、必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用います。

②利用者又はその家族より、サービス提供記録の開示請求があった場合は、利用者の不利にならない場合に限りサービス提供記録の開示を行います。

(別紙) のように定め、あらかじめ同意を得た上で適切に取り扱います。

9 サービス利用にあたっての留意事項

(1) 以下のようなときは必ずご連絡ください。

- 入院又は介護保険施設に入所したとき。
- 身体・精神の状況が変わった時、又は亡くなられたとき。
- サービス計画やサービス内容にご不満、苦情があるとき。
- サービス利用中に事故が起こったとき。
- 住所が変わったとき。
- 各種減免に関する決定等に変更があったとき。
- 生活保護の受給資格が発生、または喪失したとき。

(2) 要介護・要支援、認定の更新と変更について

介護保険証に記載されている認定有効期間終了日の60日前から更新申請の手続きが可能となります。更新申請時期に当事業所にて手続きを代行いたします。

また、心身の状況が著しく改善または低下した場合は、認定有効期間終了前でも要介護認定区分変更申請手続きができます。お気軽にご相談ください。

(3) 医療と介護の連携強化について

入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供してください。

(4) 居宅への訪問

月に最低1回はご自宅を訪問し、サービス利用状況や生活状況を把握させていただきます。
ご都合の悪い方はご連絡ください。

10 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11 身体拘束廃止について

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行いません。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

12 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 前田 正恵
-------------	-----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に行い、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (4) 提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します

13 衛生管理等

- (1) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援及び指定居宅介護予防支援の提供開始にあたり、本書面に基づいて重要な事項を説明し交付いたしました。

事業所

所在地 青森県弘前市石渡1丁目1の6
名 称 居宅介護支援事業所 うめむら
説明者氏名 印

私は、居宅介護支援サービス利用開始に伴い、書面に基づく重要事項の説明と文書の交付を受け、十分理解した上で同意します。

利用者

住 所
氏 名

印

(代理人)

住 所
氏 名

印

(別紙)

個人情報利用同意書

私（及び私の家族）の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用する事に同意します。

記

1 使用目的

- (1) 介護サービスの提供を受けるにあたって、居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターと介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- (2) 上記(1)の外、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター又は介護サービス事業者との連絡調整のために必要な場合。
- (3) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで医師・看護師等に説明する場合。

2 個人情報を提供する事業所

- (1) 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
- (2) 病院又は診療所（体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合）

3 使用する期間

サービス提供を受けている期間

4 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報の内容の経過を記録する。

令和 年 月 日

居宅介護支援事業所 うめむら 殿

住所

氏名

印

(家族) 住所

氏名

印